

## 役員報酬等規程

### (目的)

第1条 この規程は公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟(以下「本法人」という。)の定款第3章第20条の定めに基づき、本法人の常勤の役員の報酬及び通勤手当の支給について定めることを目的とする。

### (報酬及び通勤手当)

第2条 本法人の常勤の役員(原則として週3日間勤務する役員をいい、以下「常勤役員」という。)には、月額報酬及び通勤手当を支給する。

### (報酬の支給方法)

第3条 報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき常勤役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の銀行口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

### (報酬の支給日)

第4条 役員の報酬は、その月額の全額を毎月24日に支給する。ただし、支給日が、休日に当たるときは、その前日に支給する。

### (報酬の月額)

第5条 第2条に規定する常勤役員の報酬月額は、10万円とする。

### (通勤手当)

第6条 第2条に規定する通勤手当の額は、毎月の通勤に要した公共交通機関の乗車賃相当額とする。

### (日割計算)

第7条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 前条の規定により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の承認を要する。

(附則)

- 1 この規程は、本協会の設立の日から施行する。
- 2 設立初年度の常勤役員の報酬月額は、第5条の規定にかかわらず、2万円とする。

(附則)

この規程の改正は、平成26年3月15日から施行する。